会議録

E sumated.	
会議の名称	平成27年度第7回西東京市子ども子育て審議会専門部会
開催日時	平成27年9月30日(火曜日)午後7時から9時まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 5階 第503会議室
出席者	委員:谷川専門部会長、網干委員、加藤委員、吉田委員、吉野委員、上田
	専門委員
	事務局:子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、保育課長 保
	谷、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、保育課
	主幹 武田、子育て支援課調整係 阿久津、栗林、保育課保育係 増田、
	本庄、吉牟田
	欠席者:古川副会長、武田委員、丸木委員、三浦委員
議題	1 審議
	保育所入所選考基準の見直しについて
	2 その他
会議資料の	資料 (席上配布)
名称	資料1 入所選考基準改定の検討課題について
	資料2-1 入所選考基準の変更点について(基本指数)
	資料2-2 入所選考基準の変更点について(調整指数)
	資料2-3 入所選考基準の変更点について(優先項目)
	資料3-1 1歳児入所シミュレーション(変更前)
	資料3-2 1歳児入所シミュレーション(変更後)
	資料3-3 3歳児入所シミュレーション(変更前)
	資料3-4 3歳児入所シミュレーション(変更後)
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
^ -34 . I . -	

会議内容

1 審議

保育所入所選考基準の見直しについて

○谷川専門部会長:

前回、資料1の(7)まで審議した。残された3つの項目を確認したい。事務局の説明を お願いする。

(事務局から資料1(8)~(10)について説明)

○谷川専門部会長:

まずは、(8) 現在遠方の保育所を利用する児童が市内の保育所へ転園を希望する場合の配慮について、これを認めると、とりあえず遠方の保育所に入れば市内の保育所入所が優先されることになる。日頃利用者が行っている職場と自宅と保育施設とを近づける努力とは逆の動きを助長する可能性もある。優先的な配慮はしないということで仕方がないかと思う。いかがか。

(異議なし)

○谷川専門部会長:

次の(9)障害児童への配慮は、どこから御要望があったものか。

○事務局:

アンケートに書かれていた。

〇谷川専門部会長:

こちらについても、すでに優先項目があるので事務局の提案どおりでよろしいか。

(異議なし)

〇谷川専門部会長:

(10)は前々回の会議で時間を割いて議論した。0歳児がいる保育所には看護師がいる。慢性疾患のあるお子さんがその園を希望する場合に入所を優先するかどうか。看護師の配置は慢性疾患の子に対応するためではないため、入所基準で慢性疾患を持つ子を優遇するのは本来の目的とは違う。また、投薬については、幼稚園も含めて、医師の指示書等をもとにできる範囲で対応している、ということだった。看護師がいると安心感は違うという話もあったが、そのことが入所を優先する理由にはならないという議論だったかと思う。入所基準への反映は難しいということでよろしいか。

(異議なし)

〇谷川専門部会長:

では、資料3-1~4を使ってシミュレーションを確認する。特に今回の見直しで優先順位の下がった方について内容を確認して検討したい。

まず資料3-2で、変更後順位が下がっている方を中心に見る。2/4頁はみんな順位が下がる。例えば、変更前6位の方は求職中のひとり親で、実際よくある世帯かと思う。働かなければならないけれど、順位的に保育所に入れない可能性もある。

○吉田委員:

変更前6位の方は貧困につながる可能性として一番気になる世帯だ。その一つ上の行の方はひとりが外勤でひとりが自営だがここも大きく下がっている。自営の方に冷たいような感じがする。その辺りも説明してもらいたい。

○事務局:

資料3-2では基準を変更して順位が大きく変動した方に網掛けをしてある。御指摘の2/4ページ4行目、変更前6位変更後9位の方は、1/4ページの変更後入所順位2位、4位、5位の方たちの順位が上がってきたことで、相対的に順位が下がっている。

入所順位4位及び5位の方は、今回の改定で育休の範囲を世帯として捉えることで、上のお子さんにも育休明けの調整指数+5点がついたため、順位が上がっている。入所順位2位の方は、変更前の基準では育休を1年半を取り切ったあとに下の子が保育園に入れず退園した場合のみに+15点の指数がついていたものが、今回の変更で、下の子の育休の際に上の子も自宅保育するために自主的に保育所を退所した方が戻ってくるときにも

+15点の指数を付けることになったので、合計が115点になって、順位が上がっている。

○谷川専門部会長:

同居家族がいない求職中のひとり親は、9位では将来の見通しが立たない気がする。

○事務局:

今回の改定は、育休の取得を推進するという趣旨で、育休を取った方にかなり配慮をしている。その結果2位、4位、5位の方が上がってきた。保育園の入所基準は、仕事をしていることが前提だ。親が求職中+不存在の世帯については、早く内定を取るように促し、内定が出た時点で申込書の点数を変更する。ずっと仕事が決まらないようなら、生活の保障も考慮して生活保護を含めた対応を考える。

○事務局:

生活保護の場合は調整指数で+5点がつく、この方に適用すると110点になって順位が上がる。

一方、内定の場合は、調整指数で-5点という指数があるが、例えば基本指数で20点以上の条件の就労、内定の調整指数-5点、同居家族のいないひとり親の調整指数+45点、もう一方の親の不存在+50点、それだけで110点以上になるので順位は上がる。

〇上田専門委員:

内定が3月末に決まった場合、すでに4月入所が決まっている人を押しのけて入るのは難しいだろう。そこはどういう流れになるのか。

○事務局:

求職中となっている申請を、内定・就職予定で申請をし直していただいて、5月入所 に向けた審査に臨んでいただく。

〇谷川専門部会長:

5月入所の審査に加算された点数で臨めても、空きがなければ入れない。

○事務局:

11月の次年度入所募集での申請と仮定すると、ひとり親で生活再建の必要を考えた場合、その時は求職中でも、2月の入所選考のころまでに最低限の収入は得ていなければならないだろう。就労して変更申請をしていれば、就労の点数で選考される。

一方、求職中のままなかなか就労しないで保育園に預けていた場合は、2か月で退所 していただくことになっている。

このシミュレーションを修正しようとしてひとり親に加点をすると、今回優遇することにした育休やきょうだいの転園の方たちがまた順位を下げてしまう。

○上田専門委員:

それまで働くことや保育園の利用を考えておらず急にひとり親になった場合、保育所 入所の仕組みをわかっていない方が多い。入所基準での救済は難しいかもしれないが、 そういう方はまず離婚届や児童扶養手当の手続きをすると思うので、保育所入所の申請 期限等の仕組みも細かく丁寧に伝えることも必要だと思う。

○事務局:

実際に窓口で離婚予定の相談をする方は、仕事はまだ考えていないという方が多い。 全員が保育を求めているわけではなく、幼稚園か保育園かで悩んでいたり、実家で生活 していたり、状況は千差万別だ。必要な方に丁寧な支援をしていく。

○谷川専門部会長:

児童扶養手当等の申請の時は離婚で頭がいいっぱいの方もいる。働かなくてはいけないということに気が回るようになった時に、保育所入所の仕組みを知らないがために不利益を被るということがないような情報提供をしてほしい、ということだと思う。

保育園入所自体も、内定を取っても雇用主すべてが4月1日まで待ってくれるわけではない。仕事が先か保育所が先かという感じで、現実としては非常に厳しい。

今、生活困窮者自立支援法が始まっていて、急に経済的に厳しくなった方が生活を立て直すために、いろいろな制度で生活保護一歩手前の人の支援を市がしていると思うので、そこを丁寧にやってもらうしかないのかなと思う。

○吉野委員:

児童扶養手当の窓口にひとり親支援の職員がいるはずだ。自治体によっては児童扶養手当の手続だけで手いっぱいで就労や保育の丁寧な支援まで手が回っていないと聞く。

○事務局:

手当の担当者とは別に、母子父子自立支援員が常勤で1人、就労支援を行う母子自立支援プログラム策定員が非常勤で1人いる。未就学のお子さんだけではなく18歳までのお子さんがいる方が対象なので、全員が保育所入所を必要としているわけではないが、多いのは貸付の相談で、お勤めをしたいという相談も多い。無職の方を就職に結びつけるためにプログラム策定員がいる。また、田無庁舎にはハローワークの出張所があるのでそちらも使いながら就労支援をしている。

○谷川専門部会長:

今回の改定は、育休をしっかりと取得してもらって、戻ってくるときにきょうだいももう一度保育を利用できるようにすることを目標としているので、相対的に下がる方がいるのは仕方ない。気になる方たちを上げようとすると、優先しようと考えたものがなくなってしまうが、6位が9位になった人は、今すぐ仕事をしようと思ったら認可以外の認証保育所等に預けるしかない。

○吉野委員:

ひとり親になった人等は、すぐ入れるということで認証保育所に結構来るが、やはり 保育料が高いので、何とかしてあげたいという気持ちはある。わたしの知っている範囲 でも、とにかく困っていていっぱいいっぱいだ。

○網干委員:

幼稚園の預かり保育も、はじめから幼稚園に通わせたいと思っていた方は続けるが、

半分くらいの人は保育園が空いたからといって保育園に移っていく。理由は保育料が安いからだ。お金の問題で移ると言われると幼稚園の先生は複雑だ。幼稚園が働いている人を支援しようとして門戸を開いたとしても、金額の補助等の支援が保育園と同じにならない限りあまり意味がない。

〇吉田委員:

うちではホームスタートという事業をしていて、利用者にアーティストのような方がいる。お子さんが1歳くらい、御自身が求職中、御主人が外勤という場合だと入所の指数は60点とかなり低くなり入所がかなわないため、営業に出られないと悩んでいた。金額的に認証保育所には入れない。そういう方が、保育園に子供を預けて自分の仕事ができるようになるためには、どうすれば指数を105点にできるのか。

お母さんたちはそれぞれの技術を持っている。自分の能力を生かして自営で就労したいという人も多い。5年ぶりに待機児童が増えたのは、お母さんたちの多様な働き方に対するこだわりも関係していると思う。出産前の仕事を生かして週に数回でいいから働きたい方たちの可能性を救える子育て支援であったらいい。育休で指数が加算されるように、求職中に自分で営業活動をした場合、期間を限定した指数の加算があるといい。

○網干委員:

そういうケースは幼稚園で受け入れられれば一番いいのではないかと思う。預かり保育の料金が保育園と同じような補助のある金額になれば、毎日ではないお仕事でも、時には午後まで預かり保育を利用しながら、幼稚園の休みのときは仕事を外したりしながら、続けられる。

○吉野委員:

預かり保育が不定期に働く方のために整備されていくことは、安心感もあるし、就労に繋がる一つのことだと思う。

〇谷川専門部会長:

幼稚園の預かり保育は3~5歳が対象だ。0~2歳は保育園しかない。その方が営業活動 に行かれるときに保育を担保するならファミサポか一時保育かということになる。

○網干委員:

幼稚園の預かり保育をもう少し増やすことで保育園の3~5歳の部分をある程度幼稚園で引き取って、保育園は3~5歳の空いた部分を0~2歳にまわして充実させていくという方法を、幼稚園ではよく話している。

待機児童数を見ても、保育園に入れたいのは0~2歳のお母さんたちだ。3~5歳は幼稚園でもいいという人が増えるようにしていかないと、今の待機児童問題は解消しない。

○事務局:

求職中と自営に関する入所基準の考え方を少し説明したい。先ほど例に上がっていたアーティストの方の場合、求職中ではなく、就労予定又は就労しているが休業中で実績不足という扱いになる。指数は+10点ではなく、その就労時間数によって最大+50点で、あとは調整指数で-2点または-5点という計算になる。

○吉田委員:

アーティストの方は、仕事をするためには営業をかけてまずは仕事をとってくる必要があり、仕事がとれれば自宅で作業をする。仕事がとれていなくても就労の指数がつくのか。

〇谷川専門部会長:

居宅内も居宅外も就労は点数に差がない。外に出て仕事をとってくることも仕事だ。 ただ、例えば週に1回営業に行くために保育園に入れるというのは就労時間が短過ぎて 無理だろう。その部分は一時保育やファミサポを利用するのが妥当だ。求職活動をする 部分やセールスに行く部分についても確実に保育園に入れるようになるには、待機児童 が0でどこの保育園にも空きがあるような状況にならないと、どれだけ点数を盛っても 無理な話だろう。そこはフルタイムで働いている人が優先される。

○吉田委員:

お母さんたちは「フルタイムの人は、二人で働いていて保育園に預けられて、気持ちも優雅だし金銭的にもみんな裕福だ」という。一方で、自分は、外に売り込むためには、展覧会を開いたりしてお客さんを確保しないといけないし、かなり厳しいという。

○網干委員:

専業主婦の家庭の不満も同じだ。本来はそうではないはずだが、そういう言い方になってしまう。

○吉田委員:

保育園に預けて就労している方よりも在宅の親の方が子育てに対する不満感が高いの はそういう原因もあると思う。

○網干委員:

幼稚園で、預かり保育に入れながら働いているお母さんたちと専業主婦の人たちとが一緒にやる意味はそこだ。お母さんたちが子育ての楽しさをわかってくると、仕事をセーブすることとか、行事に参加することの意味がわかってきて、自分で働き方を調整できるようになる。そういう意味でも、幼稚園が働いている人たちを受け入れていくことは必要だと思っている。幼稚園がそういう人たちも受け入れながら、子どもと生活する、子育てを楽しむという部分を伝えていかないと、子育てを楽しんで子どもを増やそうという方にはいかないと思う。

〇上田専門委員:

市の方針として、育休をしっかり取って仕事と子育てのバランスをよくすることを目指す中では、0~2歳の子育てから仕事に復帰するときに、いきなりフルで働かなくても、2,3日働く生活をするような仕組みがあったらいいのではないか。ゆっくり仕事を開始して、週に2日、3日働く、だから1歳児の枠を半分ずつシェアして使うというような方式の提案が森田会長からあったと思う。

○吉田委員:

0か100かではなくて、お母さんたちは試運転しながらだんだん就労する時間を増やしていく。その間の支援がないので、自宅にいるか仕事をするかという選択になる。そこにものすごくひずみがあると現場で感じている。

〇谷川専門部会長:

そういうときに一時保育を使えれば全然違うのだろう。保育所はフルタイムで働いている人や、家庭で育てられない事情がある人たちが優先される施設だ。保育所入所の優先順位として、ゆっくり仕事をしようとする人たちを上にあげるのは難しい。保育制度全体で、入所基準で測れない保育ニーズをどう拾っていくかだと思う。

保育所に預けられる人を羨む、という気持ちも分かるが、逆もまた真なりで、共働きで保育所に預けている方みんながいつも心に余裕があってハッピーなわけではない。必死に働かざるを得ない状況の人もいるし、そういうことを言い始めたらきりがない。定型的ではない部分の保育の仕組みを作っていかないと始まらないと思う。

時間の関係もあるので、3歳のシミュレーションを、順位が下がる人を中心に見てみたい。資料3-4も2ページ目の1、2行目の人は、この上のきょうだいの育休で自主退園した方等が上がってきたことで相対的に順位が下がっている。今回下がる方の理由は、お子さんの年齢に限らず同じだ。

○網干委員:

結局、今通っているところに満足してもらえるかということと、一時的な問題をどう解決するかということしかない。

○谷川専門部会長:

あとは、認証保育所や幼稚園と認可保育所の保育料・利用料の不均衡を、上げたり下げたりしてならしていく必要がある。今回認可保育所の保育料が値上げになるので、それでどういうインパクトがあるかというのもある。

○網干委員:

どの施設も同じように料金の補助がされているイメージがあった上で、自分で選んで入った施設なら、施設によって支払う金額に差があっても納得がいく。子どもたちには、0~2歳で保育園に通って3歳から幼稚園に移っても、そこで楽しめればそれほど負担にならないと思う。0~2歳のときに仕事を休んでも、3歳からどこかの施設に入れるというイメージがついてくれば、お母さんたちの働き方も変わってくるはずだ。今は、とにかく保育園に入れないと働けないイメージしかないから、お母さんたちは余計に焦る。

○谷川専門部会長:

加藤委員は何かご意見はないか。色々思っていらっしゃると思うが。

○加藤委員:

思うところはあれど、少しいじると改定前に戻ってしまったり、順位が乱高下してしまったりするので、かなり難しい。

○谷川専門部会長:

今、一時保育はいつも満員なのか。

○事務局:

利用率は80%程度だが、直前キャンセルが多いとの指摘がある。公共予約システムを使って事前に簡単に予約できる裏返しとして、とりあえず予約しておくという人が多く、直前キャンセルが出たあとがなかなか埋まり切らない。満員だったはずが当日になったら人数が減っているような状況が発生していて、課題になっている。

○網干委員:

幼稚園の夏休みの預かり保育も同じだ。申込みだけしておいて当日キャンセルというケースがすごく多い。職員を出すためには事前申みにしないと人数が把握できないし、困っているところだ。

○事務局:

幼稚園では、キャンセルの場合の料金はどうされているのか。

○網干委員:

キャンセル料はとっていない。いま幼稚園の状況を考えるとそれはできない。

○事務局:

保育園でも問題になっている。食材も何もかも用意したあとで、直前にキャンセルになったものをどうするのかという話になっている。

○加藤委員:

保護者の立場からすると、キャンセル料が発生しても何の違和感もない。むしろとるべきだと思う。保連協でも、それで保育園の運営が苦しくなるとか、市の財政が苦しくなるのは本末転倒だという話は出ている。全額ではないにしても、ある程度とる形を検討できるといいと思う。

〇谷川専門部会長:

子どもの病気によるキャンセルなど、なかなか取りづらい部分もあるとは思うが、と は思うが、旅行などを考えるとどういう理由であれキャンセル料は発生するものなの で、ある程度検討してもいいかもしれない。

○吉田委員:

問題は、枠が少ないことだ。全部の保育園が一時保育をやっているわけではないので、対象年齢の子どもの数と一時保育の数を対比すると少ないと思う。今の待機児童が多い状況を考えると、一時保育を実施する園が多くなった方が、子育ての不安感が軽減されるのではないか。

○吉野委員:

うちの保育園は一時保育をしていない。0~2歳の一時保育は大変だ。小さければ小さいほどお母さんと離れることで1~2時間泣き続けたりする。そういう子と通常保育の子たちを一緒に保育することはできない。別室を用意して保育士が1人その子に張りつくことになる。子どものことを考えると、私は一時保育を自分の保育園でやるつもりはない。認可保育所の先生方は大変に御苦労なさってお部屋を確保しているはずだ。とりあえず予約している人というのはモラルに欠けると思う。

○谷川専門部会長:

もし枠がたくさんあって、当日申込みでも十分利用できるなら、とりあえずで申込む 必要性はなくなるだろうが、運営側にすると、客がいようがいまいがそれだけの枠の分 の職員を確保しなければいけないので、ペイしていくのは大変なことだ。

○網干委員:

幼稚園でも、予定がない人は予約を入れないように注意しているし、夏休み等長期休暇の意味も考えほしいと伝えているが、なかなかうまくいかない。あとは、子育て不安のお母さんたちの利用がある。そういう人たちは、助けてくれるお母さんたちがいると預け合うことも覚えて変わってくる。とにかく保育施設に預けて働きに行くという考え方だけにならないように、0~2歳の保育を増やしながら、そういうお母さんたちを増やす方向に変えていきたい。

〇吉田委員:

点数というのは、どこかが上がればどこかが下がるのは仕方がないので、入所基準は こういう形でなければ無理だとは思っている。今回の基準の点数はこれで致し方ない。

そこから漏れてしまう人たちの中への支援を少しずつ多様化していくべきで、今が過渡期なのだと思う。先ほど枠ということを申し上げたが、枠を確保するには、施設改修も必要だし、職員の確保も必要だし、すごくお金がかかる。現在ある一時保育の実稼働が当日申込みも含めて100%になるような工夫や、そのほかにもNP0や民間の活用などいろいろな方法を模索していく時期だし、それが支援だと思う。本来は一人一人にそれなりのお金が振り分けられるべきだが、今は、保育園に預けている人はそれなりの補助を受けている一方で、在宅の人にはまったくない上に、お金を使って預けなければいけない。このアンバランスについてもあわせて考えていきたい。

○谷川専門部会長:

今の後半のお話は、入所基準でカバーできない保育ニーズをどう支えるのかということにつきる。多様な保育ニーズを支える仕組みを保育制度全体として実施していかないといけない。今は認可保育所という席に座れる人の話しかしていないので、ここに載ってこない人たちをどうするのかということは、審議会の方に託していきたい。

○網干委員:

保育園の保育料を値上げして、残った部分を多様な支援にまわしてもらって、すこしでも平等に、お母さんたちも保育園に預けなくてもある程度仕事を調整をしてながらやっていくということを実現していけば、子育ての意識が変わってくるような気がする。

○谷川専門部会長:

では、専門部会の中での入所選考基準案の確認をまとめたい。

シミュレーションも点検したが、順位は相対的なものなので、今回順位が下がる人たちがいるのは現実である。但し、ひとり親で就労もしていないような世帯については、もっと前段階の市のサービスの網の目にかかった時点でしっかりと情報提供等を行い、その人たちが情報が届かないことによる不利益をこうむらないようにすること。また、入所基準ではカバーできない保育ニーズを支えるための制度を整備していく必要がある。

このようなことでよろしいか。

(異議なし)

○事務局:

保連協からの要望書にあった項目はほとんど解消したが、保育士の優先的な入所という部分は、市としては特定の職業だけを優先するのはむずかしいと考えている。

〇網干委員:

市が職業で差別できないというのも理解できるが、他国で、教師・保育士の制度がある国では、そういうものが優先されているところもある。教師が育っていかなければ、子どもたちが育っていかない。そういうこともわかってほしい。

○吉野委員:

他市では、保育士が足りなくて建物はあるが保育ができないと聞いている。

○加藤委員:

職業で優先するというのは、市としてはすごく難しい話だとは思うが、保連協としては、意見書に書いてあるとおり、メリットの大きさを見たら批判があってもやってほしいと思うくらい、待機児童対策としてやるなかに入れてほしい項目だった。

保育士のその人を優遇、と見るから変なのであって、社会のために必要だということが周知できれば、反対する人はそれほどいないのではないか。そういうところも含めて要望しているので、検討のところに残していただければありがたい。

○谷川専門部会長:

では、このあたりは審議会の方に報告をしていきたいと思う。

2 その他

○事務局:

いま、審議会部会としては結論をいただいたので、予定していていた10月7日の会議は開催しないこととしたい。次回の審議会は、10月22日(水)朝9時15分から保谷庁舎別棟で開催する。

閉会